

【12月分】 飼養衛生管理基準自己点検をお願いします！

10月末～11月上旬に長浜市、草津市で回収された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)ウイルスが検出され、県内においてもHPAIの発生リスクが高まっています。

先月に引き続き、下記7項目の自己点検を実施願います。

また、県内野鳥からHPAIウイルスが検出されたことを受け、令和6年11月3日～令和7年5月31日までの間、家畜伝染病予防法第9条により消毒命令を発出しております。

別紙を参考に消毒の実施、また、7項目の自己点検に加え、8項目目として、実施の報告をお願いします。

別紙様式により家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除
- ⑧ 消毒の実施



石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周辺および施設外縁部）への継続的な散布

報告期限：12月6日（金）までをお願いします

まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052

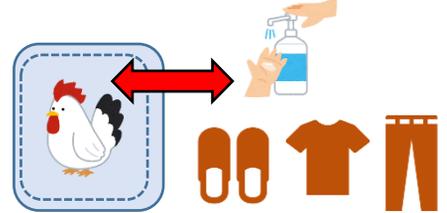
報告はがき記載例

できている : ○
 できていない : ×
 該当しない : -

お名前	琵琶湖太郎	1
鳥種	採卵鶏・肉用鶏・愛玩鶏 (♂、♀)	
その他	(あひる)	
項目	○/×	
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒	○	
2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置と使用	○	
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等 ※ 衛生管理区域に車両が入らない場合は実施不要	-	
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 ※ 衛生管理区域と鶏舎が一致している場合は①と合わせて1回の消毒で可。※ 専用の手袋の使用も可	○	
5. 家きん舎ごとの靴の設置と使用	○	
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等設置、点検及び修繕	○	
7. ねずみ及び害虫の駆除	○	
8. 消毒の実施 消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周辺および施設外縁部）への継続的な散布	○	

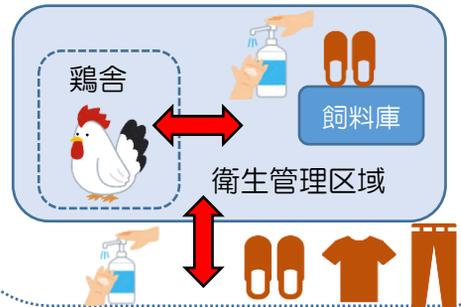
【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致している場合】

手指の消毒が1回でもできていたら
 ①、②、**どちらも○**にしてください。
 衣服、靴も1回でも交換できていたら
 ③、④**どちらも○**にしてください。



【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致していない場合】

手指の消毒は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。
 衣服の交換は衛生管理区域に入るときに行ってください、靴の交換は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。



※ 衛生管理区域とは

- ・家きんに直接触れた者が消毒や衣服および靴の交換を行わずに行動する範囲（家きん舎、たい肥舎、飼料倉庫など）

★飼養衛生ポータル（国）もご利用ください。
<https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login>



★しがネット受付サービスもご利用ください。

右のQRコードまたは下記のURLからアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/24ge37010108>